

## 令和5年度第1回横浜市入札等監視委員会 議事概要

【日 時】令和5年5月11日（木）午前9時15分～11時30分

【場 所】[委員] WEB参加 [事務局]横浜市役所11階 契約部内 入札室

【出席委員】青柳 由香委員長、岡本 由美子委員、千々松 愛子委員、村瀬 景子委員

寺川 祐一委員

【議 題】

### 1 審議事項

- |                                 |    |
|---------------------------------|----|
| (1) 一般競争入札（WTO、総合評価落札方式）に係る抽出案件 | 1件 |
| (2) 一般競争入札（総合評価落札方式）に係る抽出案件     | 2件 |
| (3) 一般競争入札（条件付）に係る抽出案件          | 3件 |
| (4) 随意契約に係る抽出案件                 | 2件 |

### 2 報告事項

- (1) 指名停止等措置の状況について
- (2) 談合情報対応状況について
- (3) 入札及び契約手続の運用状況について
- (4) その他

## 【議事内容】

審議事項に関する利害関係の有無を確認した結果、利害関係がある旨の申出はなかった。

### 議題1－(1)一般競争入札(WTO、総合評価落札方式)に係る抽出案件についての審議

抽出案件：「南部水再生センター30・40系列水処理等設備工事」

委員：抽出理由の説明。

審議対象案件の中で唯一のWTO対象案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「入札参加業者に「不参加」と「辞退」がありましたがその違いを教えてください。」

本市：「WTOは事前に入札参加の意向を示してもらっています。入札参加資格を満たした事業者のうち、入札期間にシステム上で何も操作せず、入札に参加しなかった場合「不参加」になります。入札期間にシステム上で辞退のボタンを押したうえで入札に参加しなかった場合「辞退」になります。」

委員：「予定価格を決めるにあたっては、発注課でどのような手続をしているのでしょうか。」

本市：「工事担当課において積算ソフトにより、基準に則って積算をしています。今回の工事のように特殊な機械等で積算ソフトに単価設定がない部分については事前に見積りを取り、それを参考に積算を行っています。契約部では、その積算に基づき予定価格を決定しています。」

委員：「調査基準価格は最低制限価格とは違うのですね。基準価格の決め方にはルールがあるのでしょうか。」

本市：「国の算出式を基に、横浜市で設定した算出式を要綱等で定めています。WTOと総合評価落札方式の案件の場合は調査基準価格を、それ以外は最低制限価格を適用しています。」

委員：「調査基準価格の趣旨は、下回ったら失格になるわけではなく、技術評価点をマイナスにすることにより、あまりにも低い価格で落札することを防止するということでしょうか。」

本市：「低入札を防止するために、調査基準価格を下回った場合に技術評価点をマイナス5点としています。ただ、それを下回った場合も即失格ではなく、その価格で履行が可能かどうか調査を行っています。過去の案件では調査基準価格を下回っても落札者としたこともあります。」

委員：「特殊な機械等、積算ソフトに単価設定がない部分は見積りを取ると説明がありました。見積りを取った会社は何者ですか。また、技術評価点は相対評価か絶対評価なのか、審査はどういった人が何人で行っていますか。」

本市：「積算時に見積りを取ったか、取った場合は何者から徴収したか確認します。技術評価点について、工事担当課など技術職員のいる部署が判定しています。評価の基準は公表しています。具体的にどのような基準で評価したかのについては確認の上、次回、回答します。」

委員：「市内経済への貢献の部分について、この考え方は横浜市独自の解釈ですか。それとも、例えば国土交通省など国の考え方に準じているのでしょうか。」

本市：「こちらの評価項目については、政策的に設定しており、本市独自で定めています。」

委員：「過去の委員会で「企業の技術力」で0点の事業者が落札したものについて、「工事に求められる最低の技術力は、満たしているから、それについては問題ない」という回答がありました。その解釈でいい

のでしょうか。」

本市：「入札参加資格に施工実績などを求めています。これを満たした上で、総合評価落札方式では、事業者の技術提案を加算式で、評価しているものであることから、履行に問題はないと考えています。」

委員：本件は審議結果を保留とし、次回の委員会にて横浜市総合評価落札方式について、改めて制度説明と本日の質問事項の回答を受けたうえで判断。

#### 議題1－(2) 一般競争入札（総合評価落札方式）に係る抽出案件2件についての審議

抽出案件：1 「南部水再生センター30・40系列水処理等電気設備工事」  
2 「南部処理区上大岡西地区下水道再整備工事（その2）」

委員：抽出理由の説明。

- 1 総合評価落札方式の中で予定価格が最も高額であり、落札率が高い案件であるため。
- 2 総合評価落札方式の中で唯一の共同企業体であることを求めている案件であるため。  
また、入札参加者数が1者のみの案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「2について応札が、1JVしかありませんでした。理由についてどのような認識でしょうか。」

本市：「管更生の場合、1億円から3億円はJVのみではなく、混合入札を行っています。この金額帯で単体でも参加できる案件が多い中で、JVの案件は比較的人気がなかったのではないかと考えています。」

委員：「想定参加可能者数は、登録細目まで考えた上での業者数ですか。製管工法又は形成工法の資格がないとできないということまで考慮した上でそれだけの数があったのでしょうか。」

本市：「工法まで含めて想定した事業者数です。工法によって登録された事業者名簿が公表されているので、そちらで確認しています。」

委員：「加算点が0点になった理由として、必要書類が提出されなかったということですか。出さないから失格ではないということですが、やはり必要な書類だから提出を求めていると思います。後で必要事項について、確認はしているのですか。」

本市：「入札に参加するために共同企業体協定書兼委任状が契約部に提出されます。審査のために、一度提出しているこの協定書兼委任状の写しを、技術資料にも必ず入れることとしていますが、今回その写しの添付がなかったため、加算点0点となっています。」

委員：「3億だとJVですが、応札者が少ないのは競争の観点から望ましくはないと思いました。JVにするか否かの基準額を考え直す時期かもしれません。基準額はどこでどう決めていますか。」

本市：「横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱で定めています。この要綱は、過去の実績を踏まえて本市で定めています。工種ごとに「幾ら以上はJV」と定めて公表しています。管更生は1億以上がJV対象になっています。1億から3億は単体でもJVでも参加できます。今回は3億を超えるのでJVのみです。」

委員：「調査基準価格と応札金額が同額です。この金額になった特別な経緯はありますか。」

本市：「まず調査基準価格については積算金額に係数を掛けて算出されます。積算基準は基本的に公表されています。事業者が本市と同じように積算ソフトを用いている場合、相当積算に近い応札額になることは、一定数あります。」

委員：「1件目は、入札価格が非常に高かったようです。また、参加者数が2者と少数です。技術的な難しさでしょうか。」

本市：「このような特殊な工事には標準積算がありません。見積りが積算に含まれると予定価格や調査基準価格が推察しづらくなり応札額もまちまちとなる傾向にあります。」

委員：説明を了承。

### 議題1－(3) 一般競争入札(条件付)に係る抽出案件3件についての審議

抽出案件：1 「工業用水道 馬入川系統バックアップ施設築造工事(その2)」  
2 「榎が丘小学校校舎建替工事(建築工事)」  
3 「一般国道1号(不動坂交差点)道路改良工事(その6)」

委員：抽出理由の説明。

- 1 審議対象の土木工事の中で予定価格が最も高額かつ施工実績を求めた案件でありため。また、不調再発注案件であるため。
- 2 一般競争入札(条件付)の中で予定価格が最も高額であり、2者又は3者によるJV対象工事であるため。
- 3 入札参加者数が1者のみであり、比較的発注件数が少ない工種鋼構造の案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「3について「鋼構造物工事業に係る監理技術者」とあります。工種別に監理技術者の資格は違うのですか。」

本市：「建設業法で規定されています。「このような工事の場合にはこの工事業」とあります。監理技術者の中でも、建設業の許可業種によって分かれています。」

委員：「一者応札になった事情で、監理技術者が影響していることはありますか。そういうことはなく、鋼構造工事で技術的に難しいからということですか。」

本市：「鋼構造で橋の製作や架設というところで事業者数が限られてきます。」

委員：「今回のような歩道橋とスロープは個別に発注するのが普通なのでしょうか。接続の関係もあり、分割せずに発注したほうが良いような気もしました。分割して発注する基準は金額ですか。」

本市：「本市では分離分割を原則としています。可能な限り工種ごとに分けることで競争性の確保や発注機会の増大に努めています。金額というよりは工事の内容です。工事担当課で判断して、分離分割できる限り別工事にしています。」

委員：「この3件とも最低制限価格は事後公表ですが、予定価格と比べ、最初の2件が約96パーセント、最後は92パーセントぐらいです。主な入札参加者も含めて、「公共工事であればこの程度になる」という

のが大体、分かってくるような状況にあると理解していいでしょうか。」

本市：「そのとおりです。最低制限価格には算出式を公表しています。その算出式で、1円単位の額は事前に誰にも分からないようにランダム係数を掛けることになっています。そのランダム係数の範囲を公表しているの、事業者はそれも含めて計算し、最低制限価格の範囲を想定することができます。」

委員：「予定価格の公表時期は「事後」とされていますが、それなりの事業者であれば大体は想像がつくことになるのでしょうか。」

本市：「入札公告を出すときに設計図書として、図面と併せて、金額の入っていない積算内訳書を公表しています。必要となる数量は分かるので、あとは単価が幾らになるかで応札額を決めています。その単価であらかじめ公表されている部分もあります。単価が分からないものが入っていない限り、基本的にそういったものを積み上げていけばできるようになっています。」

委員：説明を了承。

#### 議題1－(4) 随意契約についての審議

抽出案件：1 「鶴見区民文化センター天井改修工事」  
2 「神奈川水再生センターNo. 20オゾン発生装置等修理工事」

委員：抽出理由の説明。

- 1 随意契約の中で契約金額が最も高額であり、工事内容が特徴的であるため。
- 2 他の抽出案件と比較し、請負率が低い案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「1の工事は、管理組合から特定の事業者が指定されたから当該事業者と契約したのでしょうか。または、最初の建設工事との一体の関係で、当該事業者にお願いする以外、選択肢がなかったのでしょうか。管理組合の意向が強いからやむを得ずそれに従うことになるのでしょうか。」

本市：「二つの要素があり、まず手続きにおいて管理組合に承諾を得る必要があり、管理組合の規約や指針の内容で「当該事業者がこの工事をやるべき」と読み取れる点があります。さらに、躯体に影響を及ぼす工事なので、技術的に当該事業者しかできないこともあります。」

委員：「横浜市でも積算はしているかと思いますが、この金額が妥当であることの担保はどのような形で取っていますか。」

本市：「建築工事積算要領に基づき、積算しています。工事費として金額の多い鉄骨等については見積り審査委員会で審査しており、適切な価格を設定しました。」

委員：説明を了承。

#### 議題2－(1) 指名停止等措置の状況について

本市より、「指名停止等措置の状況」について報告。

委員：報告を了承。

**議題2－(2) 談合情報対応状況について**

本市より、「談合情報対応状況」について報告。

委員：報告を了承。

**議題2－(3) 入札及び契約手続の運用状況について**

本市より、「入札及び契約手続の運用状況」について報告。

委員：報告を了承。

**【まとめ】**

抽出した案件について審議を行った結果、適切に入札及び契約手続等が行われていました。